

成犬譲渡マニュアル

平成 21 年 3 月

静岡県厚生部生活衛生室

目次

はじめに	1
Ⅰ 犬をボランティアに引き渡すまでに実施すること	
1 譲渡犬の選定	3
2 ボランティアへの引渡し	6
Ⅱ ボランティアが飼育期間中に実施すること	
1 動物の健康ケア	7
2 社会復帰へのトレーニング	7
3 譲渡犬の選定	8
4 新しい飼い主探し等	8
Ⅲ ボランティアが新しい飼い主への譲渡の際に実施すること	
1 新しい飼い主の適性評価(条件・遵守事項)	9
2 譲渡する犬と新しい飼い主とのお見合い(マッチング)	9
3 誓約書の提出	10
4 譲渡時の対応等	10
別紙1 成犬譲渡候補犬の二次選定基準及び判定について	11
様式Ⅰ-1号 譲渡犬選定結果票	14
様式Ⅰ-2号 譲渡犬管理台帳	17
様式Ⅰ-3号 ボランティア登録台帳	18
様式Ⅰ-4号 成犬の譲渡申込書	19
Ⅳ 参考(ボランティア登録)	
1 ボランティア登録	20
2 登録条件	20
3 遵守事項(誓約書)	21
様式Ⅳ-1号 ボランティア登録申込書	22
様式Ⅳ-2号 飼育者(会員)名簿	23
様式Ⅳ-3号 誓約書	24
様式Ⅳ-4号 成犬の譲渡等報告書	25

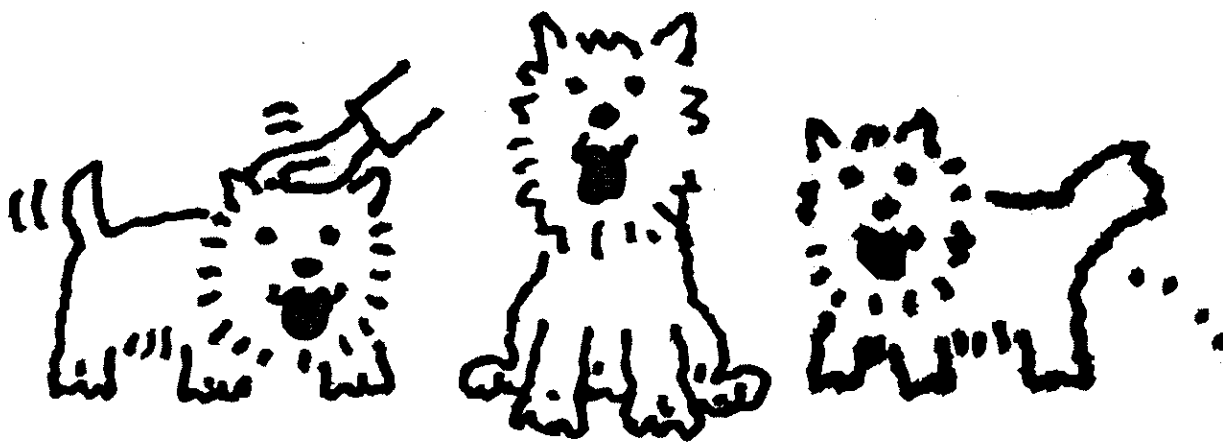
はじめに

本県では、20年度からむこう10年間の「静岡県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、今までの殺処分から、「生かし、増やさない」施策への転換を図る中で、殺処分頭数を半減することを目標の一つとして取組を推進することとしました。この目標を達成するためには、飼い主責任の徹底のもと終生飼育や不妊去勢等の普及啓発を進めることにより、引取り、保護される犬を減らすこと及び返還する犬を増やすことが重要となりますが、平成19年度は、約1,400頭もの犬が引取りに出され又は保護され殺処分されています。

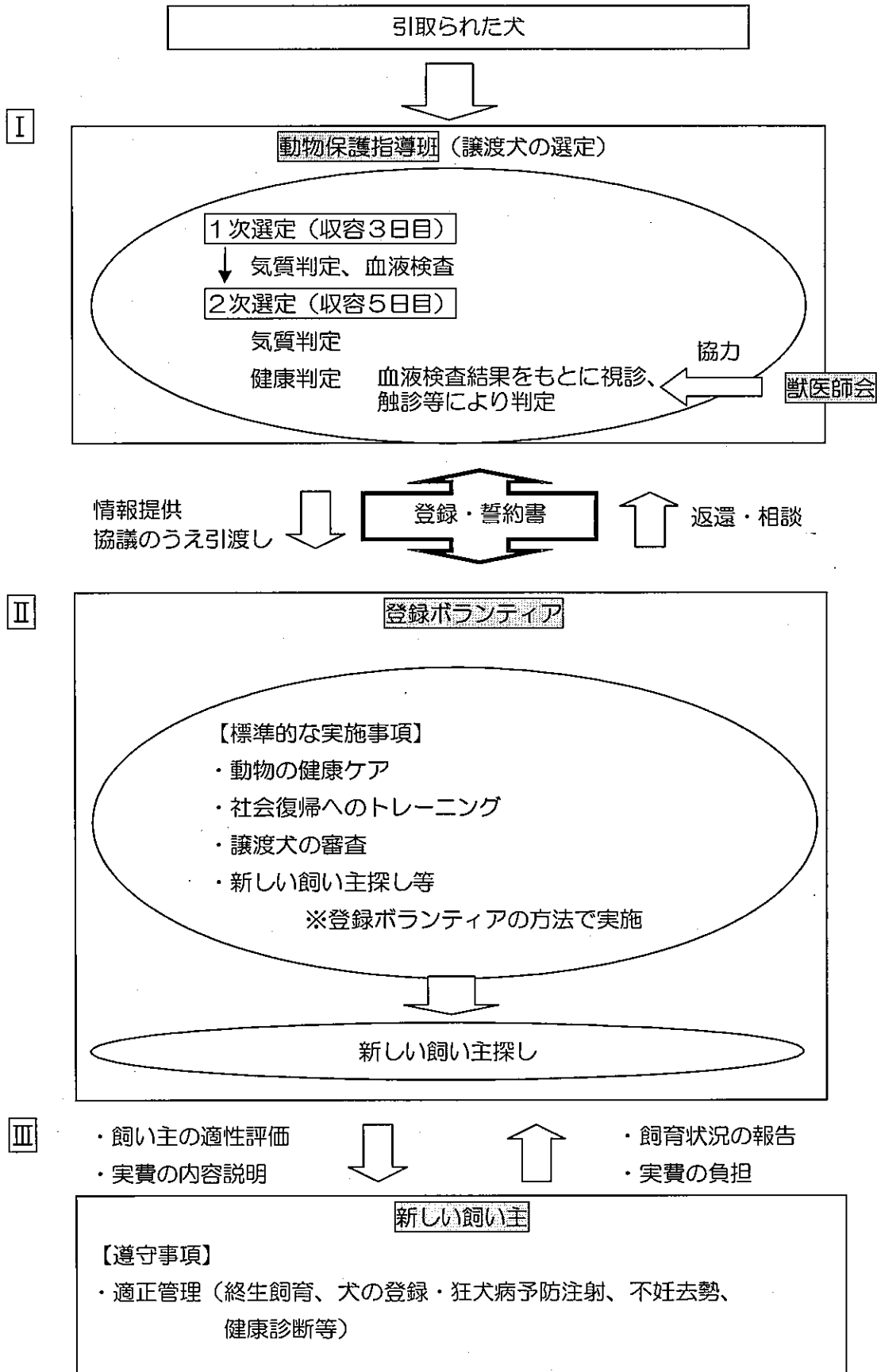
そこで、殺処分頭数を減らす1つの対策として、これらの犬にできるだけ生存の機会を増やすこととし、これまでの子犬を中心とした譲渡に加えて、県、（社）静岡県獣医師会及びボランティアが協働した中で、成犬譲渡を実施することとしました。

この成犬からの飼育は、子犬を育てる時の手間がかからないこと、犬の性格がわかっていること、大人になった時の大きさがわかっていることなどから、高齢者などの飼育に適しているというメリットもあります。

今後、このようなメリットの周知を図るとともに、本マニュアルにより成犬譲渡の円滑かつ適正な実施を図ることにより、一頭でも多くの犬が新しい飼い主のもとで幸せになることを願ってやみません。



成犬譲渡に関するフローチャート



I 犬をボランティアに引き渡すまでに実施すること

動物保護指導班は、引取られた犬の中から、動物保護管理所で収容 3 日目と 5 日目に気質判定を行い、(社)静岡県獣医師会の協力を得て実施する健康判定後に、ボランティアへ譲渡する犬を選定する。

1 譲渡犬の選定

(1) 選定等の手順

- ① 期間は、収容後およそ5日間とし、この期間に2回の選定を終える。
- ② 選定にあたり、「犬又はねこの引取り申出書」の飼育状況等を参考にする。
- ③ 引取り2～3日目に、1次選定として気質判定を行い、警戒反応と凶暴性を判定する。
- ④ 1次選定実施後、合格した犬の血液検査としてフィラリア検査、血液一般検査、血液生化学検査を行う。
- ⑤ 1次選定に合格した犬について、収容5日目に、2次選定として気質判定を行い、警戒反応をより詳細に判定する。
- ⑥ 2次選定の気質判定に合格した犬について、血液検査の結果をもとに、(社)静岡県獣医師会の協力を得て健康状態について基礎項目を判定する。
- ⑦ 2次選定に合格した犬については、譲渡犬管理台帳(様式第I-2号)に必要な事項を記入する。

(2) 選定基準

① 1次選定(気質判定)

- a 動物保護指導班員が複数人で実施し、不適項目のないものを合格とする。

	適	やや適	不適
警戒反応	擦りよる	立ち止まるが寄る	逃げる、隠れる
凶暴性	おとなしい	普通	唸る、吠える、咬む

- b 判定結果は、譲渡犬選定結果票(様式第I-1号)に記入する。

② 血液検査

a 1次選定に合格した犬の採血を行う。

b 血液検査は下記の項目について、民間検査機関等で実施する。

	検査項目	実施機関
フィラリア検査	成虫抗原検査	動物保護指導班
血液一般検査	赤血球・白血球・血小板・ヘモグロビン・ヘマトクリット	民間検査機関等
血液生化学検査	AST (GOT)・ALT (GPT)・ BIL (ビリルビン)・CREA (クレアチン)・BUN (血中尿素窒素)・GLU (血糖)・TCHO (総コレステロール)	

③ 2次選定 (気質判定)

a 引取り5日目に、次の判定項目で警戒反応と凶暴性を判定する。

判定項目	判定基準	点
① 犬が入っている犬舎に正面から声をかけずに近付く	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3
	様子を見に寄ってきた	2
	寄ってこない	1
	逃げようとする	0
② 黙って体を横向きにする	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3
	様子を見に寄ってきた	2
	寄ってこない	1
	逃げようとする	0
③ 体を低くして優しく声をかける	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3
	様子を見に寄ってきた	2
	寄ってこない	1
	逃げようとする	0
④ 犬舎の柵越しに手の臭いを嗅がせる	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3
	様子を見に寄ってきた	2
	寄ってこない	1
	逃げようとする	0

b 動物保護指導班員が複数人で実施し、合計で12点中、8点を目安に合格とする。

ただし、1項目でも0点があれば不合格とする。

c 判定結果は、譲渡犬選定結果票 (様式第I-1号) に記入する。

④ 2次選定（健康判定）

- a 2次選定（気質判定）に合格した犬は、（社）静岡県獣医師会の協力獣医師の協力のもとで、健康判定を行う。
- b 健康判定は、血液検査結果を参考に、次の項目を視診、触診等で異常はないかの判定を行う。

実施年月日	年 月 日	実施者(獣医師)	
部位		診断項目(異常の有無の評価)	判定
一般	問診	元気・食欲・体重 Kg	
	視診・触診	削瘦・腹部膨満・脱水・Mass・体表リンパ	
	触診	熱感・疼痛・CRT	
循環器系	聴診	心調律・心音	
呼吸器系	視診	鼻端部・呼吸様式・咳	
	聴診	呼吸音	
消化器系	問診	糞便・嘔吐・嘔吐動作	
	視診	口腔・流涎・歯	
泌尿器系	問診	尿；回数・性状	
	視診・触診	陰部・包皮	
	触診	腎臓	
感覚器系	視診・触診	眼・眼瞼・耳道・耳介・鼻	
運動器系	視診	歩様・趾間・趾端・骨格	
	触診	間接・脱臼・骨折	
神経系	問診	意識状態・異常行動・痙攣・眼振・斜頸・麻痺	
皮膚	視診・触診	被毛・浮腫・発疹・外部寄生虫・出血・腫瘤・腫瘍	
判定			

- c 判定結果は、譲渡犬選定結果票（様式第Ⅰ－1号）に記入する。

2 ボランティアへの引渡し

選定後の収容6日目以降に、あらかじめ成犬譲渡ボランティアに登録した者（以下「登録ボランティア」という。20ページ参照）に2次選定に合格した犬の選定結果票の情報を提供し、協議の上、犬を譲渡する。

(1) 情報提供等

- ① 登録ボランティアから譲渡を希望する犬の条件等の聞取りを行う。
- ② 2次選定に合格した犬の情報をボランティアにメール、FAX等で情報提供し、希望を確認する。
- ③ 提供する情報は、犬の写真及び譲渡犬選定結果票（様式第I-1号）の内容とする。

(2) 成犬の譲渡申込書

- ① 動物保護指導班は、譲渡を希望するボランティアと協議し、譲渡するボランティアを決定する。
- ② 譲渡するボランティアに対し、成犬の譲渡申込書（様式第I-4号）を提出するよう依頼する。

(3) ワクチン接種

譲渡するボランティアが決定後、譲渡犬にワクチン接種を行う。

(4) 引渡し

- ① ボランティアと、引渡し日時等の協議を行い、引き渡す。
- ② 譲渡犬にマイクロチップが装着されている場合は、マイクロチップデータベースへの飼い主情報の変更登録は、動物保護指導班が実施する旨をボランティアへ伝える。
- ③ マイクロチップデータベースの飼い主の変更手続きは、元の飼い主が、新しい飼い主情報をもって登録することとなっているため、動物保護指導班が実施することとする。

Ⅱ ボランティアが飼育期間中に実施すること

ボランティアが新しい飼い主に譲渡するまでの間は、ボランティアが従前から実施してこられた方法に加え、ここに示したモデル的な方法を参考とし、動物の健康ケア等を実施する。

1 健康ケア

- (1) 一般家庭での飼育を通し、精神的なケアを行う。
- (2) 元気、食欲、下痢の有無について観察を行う。
- (3) 不妊去勢等を実施する。

元の飼い主から返還希望が出ることもあるため、譲り受けてから概ね1週間を経過した後に処置をすることが望ましい。

- (4) 30日を越えて飼育する場合は、犬の登録・狂犬病予防注射を実施する。

2 社会復帰へのトレーニング

- (1) 社会復帰へのトレーニングにあたっては、新しい飼い主がしつけがしやすくするための様々な方法がある。例えば、犬との信頼関係を築いていくことでしつけていく方法や、飼い主がリーダーであることを教えて従わせる方法等がある。

- (2) ハウスマナーをしつける。

人と犬とが快適に暮らすため、又、犬の安全管理のためにしっかりと教えることが大切である。ただし、ボランティア宅での短期間の飼育時や、新しい飼い主に引き取られた直後には、環境変化のストレスが原因で、吠えたり、トイレを失敗することがあるため、それに対して、NO!、ダメ!では、萎縮し、かえって解決にならないことに留意する。

- ① クレートトレーニングをする。

災害時同行避難等にも役立つので、就寝時や家人が出払う時はクレートで就寝させる。

- ② 居場所を決める。

マットなどを家族と過ごすリビングに置き、犬の居場所を作ってあげる。来客時などマットで待つことを教えておけば落ち着いている。また、外出時もマットを持参すればその上で落ち着いて待つことができる。

- ③ トイレトレーニングをする。

- ④ ゴミ箱を漁らせない。

- ⑤ 犬の健康上盗み食いは危険が多いため、テーブルに手をかけさせない。

- ⑥ 交通事故の危険があるため、玄関、部屋などの出入りを勝手にさせない。

3 譲渡犬の審査

- (1) 環境省の「譲渡支援のためのガイドライン」に示された2次選定基準による気質判定（社交性、人に対する許容性、食物への反応、興奮性、人・動物への反応）（別紙1）を行う。
- (2) この気質判定において、譲渡不適又は不適が疑われる場合は、動物保護指導班にその旨を連絡する。

4 新しい飼い主探し等

(1) 新しい飼い主の探し方

登録ボランティアは次の方法で新しい飼い主探しを行い、適宜、動物保護指導班と情報交換を図る。

- ① ボランティア独自の方法で行う。
- ② 市町にある「ポッチとニャンチの愛の伝言板」に掲載する。
- ③ 県や（社）静岡県動物保護協会のHPを活用する。

※この制度については、平成21年度に検討することとしています。

(2) 新しい飼い主がみつからない場合

飼育期間（狂犬病予防法に基づく登録・注射の基準となる30日で区切る）を過ぎても、新しい飼い主がみつからない場合は、返還可能とする。

(3) 新しい飼い主へ譲渡をしない場合

- ① 気質判定で問題があり譲渡不適と判断した場合は、理由を付して、県に返還する。ただし、登録ボランティアがしつけ等を行うことにより譲渡可能になると判断した場合は、この限りではない。
- ② 重篤な疾病等が発見され、譲渡不適と判断された場合は、理由を付して、県に返還する。

(4) 新しい飼い主が高齢である場合

高齢の飼い主に対しては、飼育後継者がいるか、成犬の飼育について十分な知識を持っているか等、事前に確認した上で譲渡を行う。

(5) 元の飼い主から返還要望があった場合

飼育中に、元の飼い主から返還要望があった場合は、返還する。

その際、新しい飼い主への譲渡と同様、不妊去勢、登録注射等の実費は元の飼い主に請求できるが、トラブルを避けるため、譲渡を行った動物保護指導班が間に入り、手続きを行う。

Ⅲ ボランティアが新しい飼い主への譲渡の際に実施すること

ボランティアが譲渡の際に一般的に行っていただきたい、新しい飼い主の適性評価等モデル的な実施方法を記載する。

1 新しい飼い主の適性評価（条件・遵守事項）

ボランティアは、次の適性を確認する。

- ① 適正飼育を行うこと
 - ・ 終生飼育
 - ・ 狂犬病予防法に基づく登録及び年1回の狂犬病予防注射
 - ・ 不妊去勢
- ② 営利目的の行為を行わないこと。繁殖を行わないこと
- ③ 飼育にあたり家族全員の同意が得られていること

2 譲渡する犬と新しい飼い主とのお見合い（マッチング）

譲渡した犬が飼育放棄されることのないよう、ボランティアは次のことに考慮し、譲渡の可否を決定する。

- ① 新しい飼い主の譲渡犬に係る希望
- ② 居住環境
- ③ 飼育家庭の年齢構成
- ④ 屋内飼育か、屋外飼育か
- ⑤ 運動量は確保できるか
- ⑥ 飼育経験
- ⑦ 先住動物との相性

3 誓約書の提出

ボランティアは、新しい飼い主に次の内容を含む誓約書を求める。

- ① 適正飼育を行うこと
 - ・ 終生飼育
 - ・ 狂犬病予防法に基づく登録及び年1回の狂犬病予防注射
 - ・ 不妊去勢
- ② 営利目的の行為を行わないこと。繁殖を行わないこと
- ③ ボランティアへ犬の疾病・問題行動の責任を問わないこと
- ④ 再譲渡の禁止
- ⑤ ボランティアへ必要経費を支払うこと
- ⑥ ボランティアが実施する講習会等を受講すること
- ⑦ 1ヶ月以内に血液検査を含めた健康診断を行うこと
また、必要な獣医療を受けさせること

4 譲渡時の対応等

- (1) ボランティアは新しい飼い主に、譲渡犬に係る情報を提供する。
 - ① 譲渡犬選定結果票
 - ② ボランティアが飼育期間に行った審査、健康ケア、しつけ等について
- (2) ボランティアは新しい飼い主に、適正飼育に係る説明を行う。
- (3) 不妊去勢、ワクチン等の実費について
実施した場合は明細を示し、新しい飼い主に実費を請求することができる。
不妊去勢等は実施証明書又は領収書等を添付すること。
- (4) 新しい飼い主への譲渡後の対応（アフターケア）
 - ① ボランティアは、譲渡犬のしつけ相談等については、新しい飼い主の求めに応じて実施する。
 - ② ボランティアは、譲渡時、新しい飼い主に対して年1回程度、犬の状況を報告するよう依頼することができる。

環境省 「譲渡支援のためのガイドライン」から、
成犬譲渡候補犬の二次選定基準及び判定について

■ 二次選定基準

50 点満点で無条件合格。40 点以上合格。

40 点に少々満たない場合でも、譲渡対象者によっては、譲渡可能

判定項目	適 (10 点)	やや適 (5 点)	不適 (0 点)
社交性	喜ぶ	固まる	逃げる
人に対する許容性	楽にさせる	少し抵抗する	抵抗してさせない
食物への反応	受け入れる 変化なし	受け入れる 食べる速度増す	唸る 咬む
興奮性	楽しく遊ぶ	興味がない	唸る、放さない、怒る
人・動物への反応	注目する 擦り寄る	無視している	怖がる 飛びかかる

■ 採点表

次頁の選定基準判定細目の判定結果を、ABCの順に並び替え、次表で採点する。

3 項目の場合 (社交性、人に対する許容性、食物への反応)

10 点	5 点	0 点
AAA	AAC ACC	BCC
AAB	ABB BBB	CCC
	ABC BBC	

4 項目の場合 (興奮性、人・動物への反応)

10 点	5 点	0 点
AAAA	AABC ABCC	ACCC
AAAB	AACC BBBB	BBCC
AAAC	ABBB BBBC	BCCC
AABB	ABBC	CCCC

条件付合格の犬については、その理由をボランティアに十分説明する。

(注意) これらの判定は、実生活ではなくあくまで仮定として行われているものなので、反応したものに
関しては『実生活において似たような状況になったときに反応する可能性が高い』と判断すること
ができるが、全く問題がなかったものに関して『実生活でもこのような状況下では全く問題を起こさ
ない』ということとはできない (単にそのときには反応しなかっただけで次回はするかもしれない)
ことを考慮する必要がある。

二次選定基準判定細目

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
社 交 性	リードを持ち立ったまま 犬の背中を3回なでる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	20秒間犬の気を引きながら さわる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
	膝の上にのせる	A	喜ぶ・受け入れる	
		B	固まる	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人 に 対 す る 許 容 性	歯を見る 1回5秒×5回	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	見ることが出来ない	
	後ろから抱きつく 15秒	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
	前足を持って立たせる	A	楽にできる	
		B	段々抵抗が増す	
		C	振り払う・逃げようとする	
採点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
食 物 へ の 反 応	食事中に話しかける	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に背中をさわる	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
	食事中に犬の頬を押す	A	変化なし	
		B	速度が増す	
		C	唸る、咬む	
採点				

	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
興奮性	おもちゃで遊ばせる	A	楽しく遊ぶ	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	走る人への反応を見る	A	注目する	
		B	怖がる又は警戒する	
		C	怒る、追いかける、吠える	
	咬むおもちゃ又はジャーキーを与える	A	楽しく遊び、犬に触れる	
		B	興味がない	
		C	唸る、放さない	
	遊んでいるとき声をかける	A	注目し、遊びを中断する	
		B	注目はするが、遊びは止めない	
		C	無視し、遊び続ける	
採点				
	テスト項目	評価	犬の行動及び反応	判定
人・動物への反応	敵対的態度で犬に接近する	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	友好的態度で犬に接近する	A	注目する	
		B	怖がる	
		C	怒る、飛びかかる	
	他の犬への反応	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	興奮し吠える、怒る、攻撃する	
	子供、小動物への反応	A	注目し、静かに接近、臭いを嗅ぐ	
		B	無視する、固まる	
		C	襲いかかろうとする	
採点				

採点が終了した ABC の順に並び替える (例: BBA→ABB)

2次選定（気質判定）

実施年月日		実施者	
判定項目		判定基準	点
①犬が入っている犬舎に正面から 声をかけずに近付く	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3	
	様子を見に寄ってきた	2	
	寄ってこない	1	
	逃げようとする	0	
②黙って体を横向きにする	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3	
	様子を見に寄ってきた	2	
	寄ってこない	1	
	逃げようとする	0	
③体を低くして優しく声をかける	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3	
	様子を見に寄ってきた	2	
	寄ってこない	1	
	逃げようとする	0	
④犬舎の柵越しに手の臭いを嗅が せる	尾を振って人に近づき穏やかな表情をみせた	3	
	様子を見に寄ってきた	2	
	寄ってこない	1	
	逃げようとする	0	
得点		判定基準 ・気質判定は8点/12点を目安に判定	
判定		(一項目でも0点があれば不合格とする。)	

血液検査

実施年月日	年 月 日	実施者	
検査項目		検査結果	
フィラリア検査 *ワロステップ CH	成虫抗原検査		
血液一般検査 方法 ()	赤血球		
	白血球		
	血小板		
	ヘモグロビン		
	ヘマトクリット		
血液生化学検査 方法 ()	AST (GOT)		
	ALT (GPT)		
	BIL (ビリルビン)		
	CREA (クレアチニン)		
	BUN (血中尿素窒素)		
	GLU (血糖)		
	TCHO (総コレステロール)		

2次選定（健康判定）

実施年月日		年	月	日	実施者(獣医師)	
部位		診断項目(異常の有無の評価)				判定
一般	問診	元気・食欲・体重 Kg				
	視診・触診	削瘦・腹部膨満・脱水・Mass・体表リンパ				
	触診	熱感・疼痛・CRT				
循環器系	聴診	心調律・心音				
呼吸器系	視診	鼻端部・呼吸様式・咳				
	聴診	呼吸音				
消化器系	問診	糞便・嘔吐・嘔吐動作				
	視診	口腔・流涎・歯				
泌尿器系	問診	尿；回数・性状				
	視診・触診	陰部・包皮				
	触診	腎臓				
感覚器系	視診・触診	眼・眼瞼・耳道・耳介・鼻				
運動器系	視診	歩様・趾間・趾端・骨格				
	触診	間接・脱臼・骨折				
神経系	問診	意識状態・異常行動・痙攣・眼振・斜頸・麻痺				
皮膚	視診・触診	被毛・浮腫・発疹・外部寄生虫・出血・腫瘤・腫瘍				
判定						

ワクチン接種

実施年月日	年	月	日	実施者(獣医師)
ワクチン種類				
LOT番号等				
総合評価				

成犬の譲渡申込書

年 月 日

静岡県〇〇保健所長 様

団体名
 代表者又は個人の住所
 代表者又は個人の氏名
 連絡先電話番号

下記のとおり成犬の譲渡を申し込みます。

種類		性別	雄 ・ 雌
年齢	実・推定 (才)	体格	大・中・小
毛色		毛長	長・中・短
その他特徴			
飼育者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	飼育方法	室内・外	複数飼育

*以下は動物保護指導班が記入

引渡し日	平成 年 月 日 () 時頃
引取り・保護 年 月 日	引取り・保護 年 月 日

IV 参考（ボランティア登録）

成犬譲渡への協力を希望するボランティアは、事前にボランティア登録を行う。
登録の方法、登録条件及びボランティアの遵守事項（誓約書）は次のとおりとする。

1 ボランティア登録

ボランティアは、動物保護指導班（（社）静岡県動物保護協会長）に書類を提出し、ボランティア登録を行う。

登録にあたっては、様式第IV-1号の登録申込書により行う。

なお、動物保護指導班は、必要に応じて、登録ボランティアに対して、現地調査・確認を行い、条件に適合しなくなったものについては、改善されるまで譲渡を停止することができる。

2 登録条件

条件	登録時の書類等
① 各動物保護指導班が出動できる地域に在住すること (動物保護第4指導班の出動範囲は浜松市も含める。)	
② 団体の長、個人は成人であること	
③ 飼育場所は、適正に飼育できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと	・飼育者(会員)名簿(様式第IV-2号)
④ 動物の愛護と適正飼育の趣旨を理解し、譲渡事業に協力的であること	・誓約書(様式第IV-3号) ・団体の場合は会則、役員名簿、活動報告書
⑤ 新しい飼い主探しを非営利の活動として行う者	
⑥ 新しい飼い主に対して適正に飼育するために必要な知識を教示できること	・指導班が実施する、成犬譲渡講習会を受講すること

3 遵守事項（誓約書）

- ① 飼育場所での飼育可能頭数を超えないよう管理すること。
- ② 営利を目的とした活動を行わないこと。譲渡した犬で繁殖を行わないこと。
- ③ 犬の飼育にあたり、周辺環境への配慮に努め、苦情等がないようにすること。
- ④ 30日を越えて一時飼育する場合は、狂犬病予防注射・登録を行うこと。
- ⑤ 飼育中の動物に、病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合には、県及び（社）静岡県動物保護協会に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受け又は与えた場合も賠償を請求しないこと。
- ⑥ 新しい飼い主に対して、適正飼育に係る説明を行うこと。
- ⑦ 譲り受けた犬を、新しい飼い主に譲渡、死亡又は返還した場合は、譲渡等報告書を提出すること。（様式第Ⅳ－４号）
- ⑧ 犬の元の飼い主から返還の希望があった場合は、動物保護指導班（保健所）からの指示に従うこと。
- ⑨ 新しい飼い主に対する適正飼育の確認は過度にならないよう配慮すること。

ボランティア登録申込書

年 月 日

(社) 静岡県動物保護協会長 様

団体名

代表者又は個人の住所

代表者又は個人の氏名

連絡先電話番号

動物保護指導班が実施する、成犬譲渡事業における
関係書類を添えて申し込みます。

譲渡対象団体
個人活動者

となるため、

記

添付書類

- 1 飼育者（会員）名簿（様式第Ⅳ－2号）
- 2 誓約書（様式第Ⅳ－3号）
- 3 団体の場合は会則・役員名簿・活動報告書

飼育者（会員）名簿

(社) 静岡県動物保護協会長 様

年 月 日

団体名
 代表者又は個人の住所
 代表者又は個人の氏名
 連絡先電話番号

動物保護指導班が実施する成犬譲渡事業において、譲り受ける犬の飼育者（会員）は下記のとおりです。
 記

	氏名	飼育者住所	電話番号	講習会受講の有無	飼育保管場所	飼育可能頭数
1						
2						
3						
4						
5						
飼育可能頭数 合計						

誓約書

年 月 日

(社) 静岡県動物保護協会長 様

動物保護指導班が実施する、成犬譲渡事業にあたり、動物の愛護と適正飼育の趣旨を理解し、下記の事項を遵守し、譲渡事業に協力することを誓約します。

記

- 1 飼育場所での飼育可能頭数を超えないよう管理すること。
- 2 営利を目的とした活動を行わないこと。譲渡した犬で繁殖を行わないこと。
- 3 犬の飼育にあたり、周辺環境への配慮に努め、苦情等がないようにすること。
- 4 30日を越えて飼育する場合は、狂犬病予防注射・登録を行うこと。
- 5 飼育中の動物に、病気、行動、その他の問題があった場合、あるいはその犬により問題が起きた場合には、県及び(社)静岡県動物保護協会に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受け又は与えた場合も賠償を請求しないこと。
- 6 新しい飼い主に対して、適正飼育に係る説明を行うこと。
- 7 譲り受けた犬を、新しい飼い主に譲渡、死亡又は返還した場合は、譲渡等報告書を提出すること。(様式第Ⅳ－４号)
- 8 元の飼い主から返還の希望があった場合は、動物保護指導班(保健所)からの返還の指示に従うこと。
- 9 新しい飼い主に対する適正飼育の確認は過度にならないよう配慮すること。

団体名

代表者又は個人の住所

代表者又は個人の氏名

連絡先電話番号

成犬の譲渡等報告書

年 月 日

(社) 静岡県動物保護協会長 様

団体名
 代表者又は個人の住所
 代表者又は個人の氏名
 連絡先電話番号

下記のとおり 譲渡 ・ 返還 ・ 死亡 しましたので報告します。
 記

譲渡・返還・死亡した日		平成 年 月 日 ()		
譲受日		平成 年 月 日 ()		
譲渡犬	種類		性別	雄 ・ 雌
	年齢	実・推定 (才)	体格	大・中・小
	毛色		毛長	長・中・短
	その他特徴			
飼育者	住所			
	氏名			
	電話番号			
譲渡した場合、飼育者の実施事項（実施した場合はチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 譲渡犬に係る情報提供（必須） <input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射 <input type="checkbox"/> 適正飼育等の説明（必須） <input type="checkbox"/> 治療 <input type="checkbox"/> 不妊去勢 <input type="checkbox"/> 気質判定 <input type="checkbox"/> しつけ <input type="checkbox"/> その他 ()				
新しい飼い主	住所			
	氏名			
	電話番号			
返還した場合その理由				
死亡した場合その理由				

本ガイドラインの策定に当たっては、県民、関係団体の代表等による「動物愛護管理関係マニュアル等検討会」で検討を行いました。

動物愛護管理関係マニュアル等検討会
成犬譲渡マニュアル検討委員

(50音順、敬称略)

	氏名	所属名・役職名
1	相島 和久	社団法人静岡県獣医師会開業部会 副部会長
2	沖 紀代	社団法人日本愛玩動物協会 静岡県支部長
3	金子 義之	社団法人静岡県動物保護協会
5	鈴木 眞二	社団法人静岡県動物保護協会
6	平光 宣子	プエルタ・アビエルタ代表
7	山田 有仁	社団法人静岡県獣医師会開業部会 部会長

不明な点は、最寄りの指導班へお問い合わせください。

静岡県動物保護指導班一覧

名称	所在地	電話番号	所管区域
動物保護第1指導班	〒410-8543 沼津市高島本町1-3 東部保健所内	055-920-2113	沼津市・熱海市・三島市・伊東市・下田市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市 東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町 西伊豆町・函南町・清水町・長泉町
動物保護第2指導班	〒416-0906 富士市本市場441-1 富士保健所内	0545-65-2679	富士宮市・富士市・御殿場市 小山町・芝川町
動物保護第3指導班	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋362-1 中部保健所内	054-644-9298	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市 吉田町・川根本町
動物保護第4指導班	〒431-1102 浜松市西区 大山町3551の1 動物管理指導センター内	053-437-0142	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町・新居町

※ 相談は、土曜・日曜・祝日・祭日・年末年始を除く 8:30~17:00

※ 動物保護指導班の所管区域は静岡市・浜松市を除く。

作成者 静岡県厚生部生活衛生室
連絡先 054-221-2347
作成年月日 平成21年3月